

岩手県告示第502号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金及び看護職員修学資金の貸付金の元利償還金（貸付けを受けた者が滞納しているものに限る。）及び元利償還金に係る遅延損害金の収納に関する事務を平成30年5月15日次の者に委託した。

平成30年6月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都港区芝浦三丁目16番20号	ニッテレ債権回収株式会社